

「卓越大学院（仮称）」構想に関する
基本的な考え方について（案）

平成28年〇月〇日

卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議

目 次

I	はじめに	1
II	卓越大学院（仮称）の背景と必要性	2
III	卓越大学院（仮称）の目的と対象領域等	4
IV	卓越大学院（仮称）に期待される取組	7
V	卓越大学院（仮称）の開始時期と審査等	12

<参考資料>

○	「基本的考え方（案）」の概要	（略）
○	卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議について	14
○	「卓越大学院（仮称）」に関する審議経過	16

I はじめに ～検討の経緯～

- 平成 27 年 9 月、中央教育審議会大学分科会は、審議まとめ『未来を牽引する大学院教育改革 ～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成』(以下「27 年大学院審議まとめ」という。)において、新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」の育成のため、「卓越大学院(仮称)」を形成することが必要であると提言した。

27 年大学院審議まとめにおいては、各大学が、平成 28 年度以降に他の機関との連携による構想作りの検討の準備を開始できるよう、産学官による検討会の場を設けて「卓越大学院(仮称)」の仕組みを検討することが求められている。

- この提言を受けて設置された本有識者会議では、27 年大学院審議まとめを踏まえつつ、あらためて「卓越大学院(仮称)」の背景・目的、領域の設定の考え方、期待される取組などについて審議を行った。

本「基本的な考え方」は、27 年大学院審議まとめの提言内容を基礎として引用しつつ、有識者会議での審議を、各大学院での構想作りの検討に資するよう、より分かりやすく考え方をとりまとめたものである。

- 大学院教育の改革は、各大学院が自らのイニシアティブにより、大学院生達が活躍する未来を見据えて、自主的・自律的に取り組むべきものであることは言うまでもない。

世界と伍することのできる水準にある我が国の大学院には、新たな知のフロンティアを切り拓くポテンシャルを有した優れた人材が大勢いる。各大学院は今こそ、その英知を結集して、連携先となる機関とも緊密な協議を重ねながら、国際的に競争力ある、学生にとって魅力ある卓越した大学院教育の構築に向けた検討を進めていただきたい。

- 大学院の教育改革は、大学院からの内発的なものであればあるほど、国からの重点支援が終了した後の定着・発展が期待できる。

本「基本的な考え方」は、今後、各大学院において検討される各大学院の特色を生かした独自の構想作りに期待するというスタンスに立ってとりまとめている。このため、申請に当たり必須として求める要件はなるべく少なくし、その他の点については参考として示すにとどめている。

各大学院においては、それぞれの自由な発想を生かして、平成 28 年度から「卓越大学院(仮称)」構想の本格的な検討を進めていただきたい。

II 卓越大学院（仮称）の背景と必要性

○ 27年大学院審議まとめでは、近年、優秀な日本人の若者が博士課程に進学しない「博士離れ」の状況は、我が国の知的創造力を将来にわたって低下させ、学術や科学技術イノベーションを含めた国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない深刻な事態であるとの警鐘を鳴らしている。

○ その上で、卓越大学院（仮称）の形成に関し、27年大学院審議まとめでは、以下のように提言されている。

○ 大学院重点化等による量的拡大を経て、40代以下の世代において修士・博士人材が比較的多く育成されている。また、大学における研究環境についてもこれまでの振興策により一定の改善が図られ、世界的な競争力を有する研究分野も増えてきており、学術研究に対する評価は依然高い。しかし、ここ数年、若干明るい兆しがみられるものの、経済成長が低迷する中で、世界における我が国のプレゼンスは揺らいでいる。

○ 今後我が国が豊かさを維持し成長していくためには、グローバル化とともに加速して進む世界の産業構造をしっかりと捉え¹、将来の新たな基幹産業を我が国が主導して創出することが求められている。新たな基幹産業の創出には、その源となる知や技術を生み出すとともに、それらを社会的価値につなげていく人の力が不可欠である。

○ このため、23年大学院答申で提言した環境・エネルギー等の世界的課題を解決するグローバルリーダーの育成に加え、今後はさらに、世界の学術を牽引する卓越した研究者や、知を社会に実装することを主導する起業家等も含めた高度な「知のプロフェッショナル」の育成を進めることが必要である。

○ これまでの政策によって蓄積された人材や研究の強みをまだ生かせる今こそ、我が国の未来の社会を支えるフロンティアを形成し、大学院の国際的な競争力を強化することが急務であり、そのための博士人材育成の場として「卓越大学院（仮称）」の形成を提言する。

○ さらに、行政・産業界を含め広く社会に複雑で簡単には解けない難問が山積する中、大学院教育には、社会の様々な機関と協働して難問の解決に取り組み、ソーシャル・イノベーションを生み出し新しい社会を創造できる人材を育成することも期待されている。

¹ 世界の産業構造の変化を捉えることのみならず、広く社会・経済の変化を捉えることも重要と考えられる。

- 5 ○ 他方、我が国では、人文・社会科学系の修士号・博士号取得者が国際的に見ても極めて少なく、人文・社会科学分野で培われた知識や洞察力を将来の価値創造や現実社会の問題解決に生かしていくことが課題となっているとの指摘や、要素技術の開発段階では優位でも市場化等の段階になると弱いとの指摘がある。
- 10 ○ また、我が国の大学には、同じ研究領域・分野・テーマに取り組む大学教員が、各大学院・研究機関等に点在しており、その各研究室に大学院生が所属して研究指導を受けている。これらの大学教員や大学院生が機関等の枠を超えて連携して質の高い博士課程における教育研究を実施する試みが進めば、我が国の大学院教育の競争力の向上が見込まれるとの指摘もある。
- 15 ○ 大学院重点化により大学院生数が増加したため、研究大学では教員1人当たりの大学院生数が増加している。この結果、大学院重点化前と比較すると、優秀な大学院生に対する研究指導の密度が手薄になっているのではないかと指摘がある。研究大学では、我が国の将来を牽引する優秀な大学院生に、より密な研究指導等を行い、優先的かつ重点的にその能力を高め活かしていくことが重要な課題となっている。
- 20 ○ 今後、我が国の若手の人口が急速に減少していくことを考えると、我が国の国力や社会の活力のためには、日本人の若者のみならず、アジアも含めて世界から優秀な若い頭脳を惹きつけることも重要であり、そのためにも国際競争力ある大学院づくりが急務である。
- 25 ○ 「卓越大学院（仮称）」においては、27年大学院審議まとめで示された考え方をもとに、さらに上記のような大学院教育への期待や現状の課題も踏まえつつ、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値の創造と社会的な課題の解決に貢献する博士の育成を目指すべきである。

30

Ⅲ 卓越大学院（仮称）の目的と対象領域等

1. 目的と基本的な枠組み

- 5 ○ 「卓越大学院（仮称）」は、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーション²をもたらすことができる博士人材（高度な『知のプロフェッショナル』）を育成することを目的とする。

10 このような博士人材を育成するための手段として、「卓越大学院（仮称）」においては、国内外から優秀な若い頭脳を集め、世界最高水準の教育力・研究力を備え、複数の大学、大学共同利用機関、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等との連携を組織的に進めることを求めるものとする。また、その他の博士人材育成の手段として、国内外の優れた人材が交流し、共同研究のハブとなることも期待される。

15

- 複数の大学、大学共同利用機関、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等との連携の形については、各大学院がそれぞれの「卓越大学院（仮称）」構想の内容に応じて最適な連携先機関を定め、養成したい人材像や連携機関の実情に応じた適切な連携方法によって自由に構想作りができるよう、多様な方式を認めることが適切である。

20

このため、申請要件には、例えば「共同専攻の設置」等の特定の連携枠組みを必須として求めることはしない方が望ましい。

（支援方法と申請対象）

- 25 ○ 国は、設置主体を問わず競争的な環境の下で、「卓越大学院（仮称）」の形成に重点的な支援を行うことが必要である。

このため、「卓越大学院（仮称）」事業では、国公私立の大学が申請できるもの（1大学から複数の大学院教育プログラムを申請することも可能）とし、競争的な審査を経て支援先を決定する方式を採用することが必要である。

- 30 各大学院の申請に当たっては、国からの支援が終了した後も「卓越大学院（仮称）」が持続することを促進するため、申請主体は大学とし、大学本部のコミットメントを求めることが必要である。さらに、定着化に向けた計画の策定も求め、当該計画の実現性を審査することが必要である。

² 科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新（科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定））

2. 博士人材育成の場としての対象領域

○ 「卓越大学院（仮称）」の公募に当たっては、博士人材を育成する場として、以下の①～④の4つの領域を設定する。

5 公募に当たっては、各領域が密接に関連していることから、複数領域に該当する構想が申請されることも想定され、また、基礎研究領域と応用研究領域が交わること等によって新たな知・価値の創造につながることも考えられるため、①～④の複数領域に該当する申請も可能とすることが望ましい。

10 このため、申請大学に、以下①～④の領域の中から、例えば「最も重視する領域」と「該当する領域」を自由に選択して申請書に明記してもらうなど、文部科学省において、領域横断的な審査も可能となる仕組みを検討することが期待される。

- 15
- ① 我が国が国際的な優位性と卓越性を示している研究分野
 - ② 社会において多様な価値・システムを創造するような、文理融合領域、学際領域、新領域
 - ③ 将来の産業構造の中核となり、経済発展に寄与するような新産業の創出に資する領域
 - 20 ④ 世界の学術の多様性を確保するという観点から我が国の貢献が期待される領域

○ なお、以下のような点が懸念されるため、上記の4領域の下には、個別の分野の設定・例示はしない方が適切である。

- 25
- ・ 公募の段階で個別分野を設定又は例示すると、各大学院が今後検討する構想がその枠や分野にはまるように狭まってしまい、新しい知や価値を創造できる博士人材の育成につながらないおそれがあること。
 - ・ 「卓越大学院（仮称）」で育成される博士人材が活躍するのは、10～25年先である。「卓越大学院（仮称）」に求められているのは、10～25
 - 30 年後を見据えて、現時点では予測できない未知の知やフロンティアを形成できる、問題発見・提起力等を備え戦略立案・実行力のある博士人材の育成であること。
 - ・ 国が、将来の我が国を支える新基幹産業や研究の未来を予測し、博士レベルの高度な人材需要を推計することは極めて困難であること。
- 35

- 各大学院において領域を構想するに当たっては、人文・社会科学分野で培われてきた知識や洞察力が、将来の価値創造や未来のビジョンを描く上での主軸となっていくことも期待される。

5 3. 事業期間

- 国からの支援期間は、以下の点などに鑑み、10年間とすることが望ましい。
 - ・ 例えば米国の大学院では博士号取得に要する平均期間は7年であるように、博士人材の育成には一定の期間を要するものであり、事業の成果が見えるまで時間を要すること。
 - ・ 社会での博士の需要が増え進学者が増えるというサイクルが生み出され、育成した人材のフォロー結果を取組の改善に生かしていく事業の効果が確かめられるようになるまでにはかなりの期間を要するため、
- 10
- 15

IV 卓越大学院（仮称）に期待される取組

1. 教育力の観点から期待される取組

5 (修士・博士一貫した体系的な教育課程)

- 卓越大学院（仮称）では、修士・博士5年一貫の体系的な教育課程を編成し、組織的な教育を実施する。また、連携先との間で、どのような博士を育成するのか等の人材像を組織として共有し、「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）³、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）⁴に関して共通理解を得ておくことが重要である。

さらに、教育課程の編成に当たっては、博士課程教育リーディングプログラムにおいて整備され成果を上げつつある、修士・博士一貫の教育課程の取組を活用することが考えられる。博士課程教育リーディングプログラムに採択されていない大学院が申請する場合も、中央教育審議会の27年大学院審議まとめの提言⁵を踏まえ、このような既存の研究科・専攻その他部局の枠を超えて広範かつ一貫した教育課程を構築することが求められる。

(柔軟なプログラム)

- 既存の研究科その他部局を超えて分野を横断したプログラム、さらには機関の枠を超えたプログラムの設定も可能とする。

各大学院の実情に応じて、

- ① 既存の研究科・専攻等の下に、学生の履修上の区分として横断的なプログラムを設定する方式（この場合、プログラム参加学生は、既存の研究科・専攻に籍を有するため、プログラムとしては厳密な定員設定は行わないことが可能）

- ② 新しい研究科・専攻等を創設する方式
のどちらでも申請できるようにすることが望ましい。

³ 各大学院等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に修了を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針

⁴ 学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学生の学修の成果及び学位論文等をどのように評価するのかを定める基本的な方針

⁵ 27年大学院審議まとめでは、「博士課程を置く大学院においては、この（注：博士課程教育リーディングプログラム）のような既存の研究科・専攻の枠を超えて広範かつ一貫した教育課程が普及していくことが望ましい」と提言している。

(質保証のための QE/FE)

- 我が国の博士号に対する国際的な信用性を確保するため、卓越大学院(仮称)では優秀な学生を対象とするとともに、論文研究基礎力審査制度⁶(Qualifying Examination : QE)や博士の学位授与の審査(Final Examination : FE)を通じて、日本人学生、社会人学生、外国人留学生を問わず学生には、厳密な質保証を行うことが求められる。

2. 優秀な大学院生・教員等を結集する観点から期待される取組

10

(1) 優秀な大学院生の結集のために期待される取組

(学生に対する経済的支援の充実)

- 「卓越大学院(仮称)」では、国内外から優秀な若い頭脳を結集して、多様な環境の下で切磋琢磨することを通じて、優秀な博士人材を育成することが求められる。今、米国をはじめ世界のトップクラスの大学院は、優秀な若者を世界から獲得するために、生活費相当の経済的支援などの魅力ある条件を提示しており、「卓越大学院(仮称)」はこのような人材獲得競争の中に置かれることとなる。

このため、「卓越大学院(仮称)」は、博士課程学生の中でトップクラスの優秀な学生を対象とするとともに、ここで選ばれた優秀な学生に対しては、生活費相当額の経済的支援を行うことが必要である。

さらに、文部科学省においては、各大学が、補助終了後も安定的に運用できるような学生支援経費の在り方について検討することが期待される。

25

(支援方法の柔軟化と学生にとって魅力ある教育研究環境)

- 学生に対し経済的支援を行う期間については、例えば挑戦的な研究テーマに取り組もうとする優秀な学生に限り5年にとらわれずに支援の対象とするなど、各大学院の判断で柔軟な運用を可能とすることが望ましい。

また、学生が主体的に魅力ある研究に取り組むことができる研究環境や海外派遣・留学の機会を整備することも期待される。

⁶ 博士課程教育において、学生が本格的に博士論文作成に関する研究を行う前に、当該研究を主体的に行うために必要な知識や能力を取得しているかどうかを包括的に審査する仕組み。

(共同研究を行う場合の学生への支援)

- 公的研究機関・民間企業等と共同研究を行う場合は、その共同研究経費の中に、研究に参加する博士課程（前期・後期）学生を大学がRA（リサーチ・アシスタント）として雇用する経費を計上することが求められる。

5

(国内外から優秀な学生や社会人を獲得するための工夫)

- 世界的な頭脳獲得競争に勝ち、国内外から優秀な学生や社会人を獲得していくため、我が国の大学院へ進学するインセンティブとなる取組が不可欠である。このため、必要に応じて、例えば、次のような事項に取り組むことも考えられる。

10

- ・国内外から優秀な社会人・外国人留学生を獲得するためのアドミッション体制を整備する
- ・優秀な学生を対象に、早期卒業の特例制度や飛び入学制度を活用する
- ・連携先の企業から採用希望のある学生の場合、例えば、企業が学生を早期に採用し、その後で博士号取得を目指すことができるといった工夫を連携先企業との間で検討する

15

(修士号を有する優秀な社会人の博士号取得の促進)

- 博士課程に進学せずに修士課程修了後に民間企業へ就職した優秀な若者の高い能力や専門性を活かしていくことが重要である。修士号を有する優秀な社会人への博士号取得を促進するため、

20

- ・大学院においては、優秀な社会人を対象に、早期修了の特例制度や勤務先の事情に配慮した長期履修制度を活用する
- ・企業においても、社員に対して、一定期間博士号取得のための大学院派遣を奨励する

25

などの様々な工夫を講ずることが求められる。

(2) 優秀な若手教員の結集のために期待される取組

30

(国内外の研究機関、企業等との教員・研究者の交流促進)

- 「卓越大学院（仮称）」では、国内外の研究機関や産学官の枠を超えて、世界最高水準の教育研究指導を促進する観点から、クロスアポイントメント制度の活用等により優秀な大学教員や研究者の人事交流を実施することが期待される。

35

このうち、大学と企業との間の人事交流について、企業から大学への派遣に比べて、大学から企業への若手教員の派遣は少ないとの現状が指摘さ

れる一方で、本有識者会議では、若手教員の受け入れに積極的に取り組んでいる企業の例も報告された。

- 5 このため、産学が連携する卓越大学院（仮称）構想を検討する場合には、企業側には、より一層積極的な若手教員の受け入れへの協力を望みたい。また、大学側が必要に応じ、企業へ派遣される若手教員へのインセンティブ付与等の工夫を検討することも期待される。

（優秀な若手教員獲得のための工夫）

- 10 ○ 世界中で高度人材の獲得競争が激化する中で、優秀な若手教員を結集していくためには、魅力ある研究環境や処遇が重要となる。

各大学院においては、平成 28 年度より運用が開始される「卓越研究員制度」⁷を活用するなど、優秀な若手教員にとって魅力ある研究環境や処遇を整備することが期待される。

15 3. 研究の観点から留意すべき事項

- 20 ○ 「卓越大学院（仮称）」は、世界水準の卓越した研究力を備え、研究力で世界や社会を牽引する卓越した大学院を対象とすることが望ましい。その際、国内外の大学・研究機関との連携や科学技術・学術政策における事業との連携も想定される。なお、研究力の審査に当たっては、論文関係の数値だけに頼り安易にこれらの定量的な数値を上げること自体が目的化しないように配慮することが求められる⁸。

（産学共同研究の場を活用した博士課程教育を検討する場合の留意点）

- 25 ○ 大学における高度な研究力や分野・組織横断の学問連携等を前提に、産学相互の信頼関係に基づき、企業等からの投資や人の交流を呼び込み、一人前の研究者として対等な立場で学生が参加する産学共同研究をベースとする学位プログラムなども考えられる。また、産学共同研究を活用し、修士号を有する優秀な社会人の博士号取得を促進することも期待される。

⁷ 新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現するため、「卓越研究員」として若手研究者を雇用する研究機関に対して研究費等を支援する文部科学省の事業。「卓越研究員」の受け入れ対象となる機関は、大学、国立研究開発法人及び民間企業等。

⁸ 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」では、「論文発表数や論文被引用度は客観的・定量的な評価指標であり得るが、論文関係の数値だけに頼り安易にこれらの数値を上げること自体が目的化しないように配慮する。」旨の方針が示されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/main11_a4.htm

このような産学共同研究の場を活用した博士人材の育成を通じ、企業が個々の学生の能力を見極める過程を経た上で、企業における博士人材の採用や活用が促進されることが期待できる。

5 ○ 学生が産学共同研究に参加する場合には、本事業の目的が博士人材の育成であることにも鑑み、学生が論文発表等を行うことができ、企業にとっても成果の公開・共有が可能な研究領域（非競争領域）と、企業にとって機密性の高い情報を多く含む研究領域（競争領域）を設定することが望ましい。このため、「卓越大学院（仮称）」事業としては、あらかじめ、大学
10 と共同研究の相手となる企業との間で、対象となる共同研究の範囲を線引きした上で、営業秘密や職務発明等の問題が事後に生じないように、非競争領域又は競争領域の性質に応じ、組織的な合意を得ておくことが望ましい。

○ また、本有識者会議では、産業界から、博士人材の場として産学共同研究
15 を活用する場合、人文・社会科学系も含め多くの研究領域の教員と連携できる場を求める声、「組織」対「組織」の関係の下で交渉を行って、大学側から本格的な共同研究の提案・対応をしてほしいとの要望が出されている。

このため、産学共同研究をベースとした博士人材育成を内容とする「卓越
20 大学院（仮称）」構想を検討する場合には、連携先企業と組織的な協議が行えるよう、大学本部等によるサポートが行われることが期待される。

また、産業界においては、大学側の費用の見える化を推進することを前提に、積極的な投資を期待する。さらに、大学が組織として対応できるよう、企業から出資される共同研究費等の中に間接経費を必要経費として含
25 めることも期待される⁹。

文部科学省においても、大学本部等の支援体制の整備や連携機関同士の調整機能を担う部署への支援も可能となるような配慮が行われることを期待したい。

30

⁹ 「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」（文部科学省 イノベーション実現のための財源多様化検討会の報告 平成 27 年 12 月 28 日）の 9・10 ページ目参照

V 卓越大学院（仮称）の開始時期と審査等

（構想検討時間の必要性）

- 5 ○ 「卓越大学院（仮称）」は、既存の研究科・専攻が単独で申請できるものではなく、申請を行うに当たっては、学内調整とともに、連携先機関と信頼関係を築いた上で協議を行うことが必要となる。

各大学院では、「卓越大学院（仮称）」構想を練り上げるまでに、連携先機関との間で、育成すべき人材像をどう考えるのかについて検討・調整・認識の共有を行うことから始まり、どのような教育課程を編成し、学生
10 の研究指導体制をどう構築するのか、連携先機関との人事交流をどう設計し実施するのか等、研究推進体制の整備、知財マネジメント等の事前協議に至るまで広範な検討を組織的に進めていく必要がある。

各大学院は、学内調整や連携先機関との調整の過程で生ずる様々な障壁を乗り越えていかねばならないであろう。

- 15 ○ また、「卓越大学院（仮称）」は、各大学院の内発的な改革案に基づくものであることが重要であり、国が事前に枠組みや必須条件を詳細に決めて、その要件を満たすようにして申請するという性格の事業ではなく、各大学院が独自にその構想を練り上げることを重視する性格の事業である。

- 20 ○ したがって、各大学院が、それぞれの「卓越大学院（仮称）」構想を独自に検討し、学内調整の上で、連携先機関と膝をつきあわせて密な協議を行うためには、十分な時間を要すると考えられる。

このため、文部科学省においては、事業の開始前に、各大学院において十分な検討を行うことができるようにすることが求められる。

- 25 ○ また、各大学院における「卓越大学院（仮称）」の実施は容易なものではなく、目的の達成の過程には高いハードルが予想されることや、国からの支援終了後の継続性を見極める必要性などを考慮すれば、支援先を決定するための審査は、慎重かつ時間をかけて丁寧に行うことが重要と考えられる。

30 以上を踏まえ、文部科学省には、事業支援の本格的な開始時期は平成 30 年度からとする方向で、公募・審査・評価等の仕組みなど、支援の枠組みの検討を進めていくことを求めたい。

35

- なお、審査・評価の詳細は、実際に公募審査・評価を実施する前に「プログラム委員会（仮称）」を設置し、十分な検討を行うことになるが、その際には、以下の点もあわせて留意されることが望ましい。

- 5 ・教育力・研究力に関する審査基準を検討するに当たっては、「卓越大学院（仮称）」の目的に照らして相応しい基準となるよう、分野の特性に配慮しつつ、数値を上げることが目的化しないよう、数値のみならず、潜在的な教育力・研究力を質的に示す実績等を定性的にも評価できるよう配慮すること。
- 10 ・これまでの取組の成果の活用を促すため、「卓越大学院（仮称）」の審査の際に、博士課程教育リーディングプログラム、グローバルCOE、21世紀COE等に採択されたことのある大学院の申請に関しては、これらの事業の評価結果及び成果の活用状況を参考とすること。
- 15 ・事業の目的が十分達成できるよう、各大学院に対して適切な助言を行うため、5年目を目途に中間評価、また最終年度に事後評価を行うことが適切であること。
- ・評価の体制としては、日常的な進捗状況の把握や助言等の実務を行う教育研究等の経歴を有する「プログラムオフィサー（PO）」の配置等を検討すること。
- 20

（事業名について）

- 「卓越大学院（仮称）」の名称については、文部科学省において、今後予算事業として形とする際に、正式名称を決定することを期待する。その検討に当たっては、本事業は、卓越した博士人材を育成する教育プログラムである点や他機関と協働して実施される点など、事業の特徴を踏まえて名称を工夫することが期待される。
- 25

卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議について

〔平成28年2月1日〕
〔高等教育局長決定〕

1. 趣旨

中央教育審議会大学分科会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革 ～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(平成27年9月15日)を踏まえ、「卓越大学院（仮称）」の構想を具体化するため、産学の有識者による検討を行う。

2. 検討事項

「卓越大学院（仮称）」の対象となる領域・分野の設定や複数の機関が連携する仕組みなど、「卓越大学院（仮称）」構想に求められる事項について

3. 構成員

(1) 本会議は、別紙の者により構成するものとする。

(2) 本会議には、必要に応じて、構成員以外の者を参画させることができるものとする。

4. 実施期間

平成28年2月1日から平成28年6月30日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局大学振興課大学改革推進室において処理する。

卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議 委員

- 主査 有信 睦弘 国立研究開発法人理化学研究所 理事、
東京大学 監事
- 五十嵐仁一 J X エネルギー株式会社 常務執行役員
- 梶原 将 東京工業大学 大学院生命理工学研究科 教授、学長補佐
- 加納 敏行 日本電気株式会社 中央研究所 主席技術主幹
- 川端 和重 北海道大学 理事・副学長
- 小関 敏彦 東京大学 大学執行役・副学長
- 小林 傳司 大阪大学 理事・副学長
- 島崎 豊 丸紅株式会社 参与 秘書部長 兼 広報部長
- 永里 善彦 株式会社旭リサーチセンター 常任顧問
- 沼上 幹 一橋大学 理事・副学長
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士
- 藤巻 朗 名古屋大学 副理事、工学研究科 教授
- 本間 敬之 早稲田大学 理工学術院 教授、教務部 副部長
- 村瀬 賢芳 新日鐵住金株式会社 技術開発本部人事室長

(五十音順 敬称略)

審 議 経 過

○ 中央教育審議会

平成27年 2月 5日(木) 大学院部会(第73回)

議題：大学院教育の在り方について

- 「卓越大学院(仮称)」について

平成27年 4月 6日(月) 大学院部会(第74回)

議題：(1) 部会長の選任等について

(2) 大学院部会の運営について

(3) 大学院教育の在り方について

- 第7期に指摘された論点を踏まえた審議

- 「卓越大学院(仮称)」について

- 【報告】・平成25年度大学院活動状況調査結果(速報値)

・「博士課程教育リーディングプログラム」

平成23年度採択プログラム中間評価結果

平成27年 5月13日(水) 大学院部会(第75回)

議題：大学院教育の在り方について

- 審議のまとめに向けた素案(たたき台)の審議

- 「卓越大学院(仮称)」について

- 【報告】・平成25年度大学院活動状況調査結果(確報値)

・「グローバルCOEプログラム」事後評価結果

平成27年 6月 9日(火) 大学院部会(第76回)

議題：大学院教育の在り方について

- 審議まとめ(素案：たたき台)の審議

平成27年 7月 2日(木) 大学院部会(第77回)

議題：大学院教育の在り方について

- 審議まとめ(素案)の審議

平成27年 7月 8日(木) 大学分科会(第123回)

- 大学院部会の審議経過について

平成27年 8月 6日(木) 総会(第100回)

- 大学院部会の審議経過について

平成27年 8月31日(月) 大学院部会(第78回)

議題：大学院教育の在り方について

○審議まとめ(案)の審議

平成27年 9月15日(火) 大学分科会(第124回)

「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」の決定

○ 卓越大学院(仮称)検討のための有識者会議

平成28年 2月10日(水) (第1回)

議題：(1) 卓越大学院(仮称)検討のための有識者会議の運営について
(2) 卓越大学院(仮称)構想について

○論点案の審議

平成28年 3月7日(月) (第2回)

議題：卓越大学院(仮称)構想について

○論点案の審議

平成28年 3月25日(金) (第3回)

議題：卓越大学院(仮称)構想について

○「基本的な考え方」(案)の審議